

仕 様 書

- 1 品 名 令和7年度X線透過検査装置一式
- 2 数 量 1セット（1セットの構成内訳は、「3機種及び規格等」のとおり）
- 3 機種及び規格等

次の機種又は同等品を選定すること。

松定プレジジョン株式会社製 μ R a y 8400-L F V 2

	規格等
1 本体	1-1 本体共通事項 (1) 電源 A C 100 V / 60 H z (2) 外形寸法 H1, 850 mm以下×W870 mm以下×D1, 200 mm以下 (3) X線漏えい線量 ア 1 μ S v / h r 以下とする。 イ X線作業主任者の資格を必要としないものとする。 (4) 扉開口部 H415 mm以上×W430 mm以上 (5) 撮影構造 ア X線撮影部とX線発生部が上下に配置され透視可能であること。 イ 試料を傾斜させ斜めから透視可能であること。 ウ X線照射方向は下から上であること。 (6) 幾何倍率 最大 28 倍以上とする。 (7) モニタ倍率 最大 132 倍以上とする。 (8) その他 ア X線発生部、X線撮影部、X Yステージ、回転ステージのそれぞれを装置制御ソフトやジョイスティックコントローラにより操作が可能であること。 イ 撮影した画像の処理(コントラスト調整、各種フィルタ処理、二値化)が可能であること。 ウ 撮像した画像に計測機能(寸法測定、ラインプロファイル、面積計測機能)が可能であること。 エ 制御ソフトにティーチング機能、張り合わせ機能を有すること。 (9) 安全装置 ア 扉が開いたままでX線が照射されないこと、かつ、照射中に扉が開いた時には直ちにX線照射が遮断されるようインターロック機能を有すること。 イ 緊急時にX線を即時停止する機能を有すること。 ウ 電源供給側からの一時的な過電圧及び過電流から機器を保護する機能を有すること。 エ X線管の過電圧及び過電流を保護する機能を有すること。 (10) 保証期間 メーカー標準とすること。 1-2 X線発生部 (1) 密封管を使用していること。 (2) 管電圧は最大 130 k v 以上とする。 (3) 出力パワーは最大 40 w 以上とする。

	(4) 焦点サイズが最小5 μ m以下であること。 (5) X線発生部が上下に動いて幾何倍率が可変可能であること。
	1-3 X線撮像部 (1) 視野サイズは64 mm以上×114 mm以上とする。 (2) 有効画素数は299 万画素以上とする。 (3) 視野範囲はH21 mm以上×W38 mm以上とする。 (4) X線撮像部が上下に動いて幾何倍率が可変可能であること。
	1-4 試料ステージ (1) XYステージ部 ア サイズはW350 mm以上×D450 mm以上とする。 イ 耐荷重5 kg以上とする。 ウ 試料を試料台から取り出すことなく水平方向(X軸)に350mm以上、(Y軸)に350mm以上観察場所を移動可能であること。 (2) 回転ステージ部 ア サイズはW150 mm以上×D150 mm以上とする。 イ 試料を試料台から取り出すことなく水平方向(X軸)に350 mm以上、(Y軸)に350 mm以上観察場所を移動可能であること。 ウ 回転ストローク360°とする。 エ 傾動ストローク±8°とする。
2 制御・操作部	2-1 PC本体 (1) OSは日本語版Windows11 Professional 64bit以降であること。 (2) RAM容量は8 GB以上とする。 (3) HDD容量は1 TB以上とする。 (4) 検査装置本体の制御ソフトを備えること。 2-2 周辺機器 (1) PC本体対応モニタ モニタサイズは27型以上とする。 (2) ジョイスティックコントローラ ア 検査装置本体の操作ができること。 イ 検査装置本体を緊急停止できるボタンを備えること。 (3) アルミデスク PC本体、モニタ及びジョイスティックコントローラの設置が可能であること。 (4) 個人被ばく線量計 個人被ばく線量計は日本製とする。

※同等品を選定する場合は、令和7年5月19日(月)午後5時までに、「3機種及び規格等」表中規格等欄に適合するものであり、かつ、本体及び各付属品を接続して使用することができると判断できる資料(カタログ等)、製品及び「同等品認定申請書兼認定通知書」を購入所管課へ提出し、承認を得ること。

※当該機種の製造中止等が判明し、当該機種の後継機種で入札しようとする場合は、同等品申請書を提出の上、必要な性能、規格を満たすものであると入札までに購入所管課が認めれば、当該後継機種を納品することができる。

4 納入場所 駿東伊豆消防本部沼津北消防署 火災調査室

5 納入期限 令和7年10月16日(木)
(ただし、購入所管課の指定した期日以降とすること。)

6 その他

- (1) 契約後、受注者は速やかに購入所管課と連絡をとること。
- (2) 設置後、機器の接続等を行い、正常動作確認をすること。
- (3) 使用方法等について納入先の職員に説明するとともに、取扱説明書を用意すること。
- (4) 機器の梱包材等は、受注者が持ち帰ること。
- (5) 不明な点は、購入所管課へ連絡し指示を受けること。

7 購入所管課

駿東伊豆消防本部 消防部予防課調査係 担当者 小林・西山 電話：055-920-9101